

第 10 期

船井郡衛生管理組合分別収集計画

令和 5 年 4 月

船井郡衛生管理組合

## 第10期船井郡衛生管理組合分別収集計画目次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	2
3. 計画期間	2
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	3~4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み の算定方法	5
10. 分別収集を実施するものに関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5~6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	6

### 【参考資料】

- ① 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)(構成市町内訳1)
- ② 8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)(構成市町内訳2)
- ③ 資料1 収集ごみの算出方法
- ④ 資料2 容器包装廃棄物の組成割合
- ⑤ 資料3 各年度における容器包装廃棄物対象品目別排出量の算出方法
- ⑥ 資料4 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の実績

## 第10期船井郡衛生管理組合分別収集計画

### 1. 計画策定の意義

船井郡衛生管理組合(以下、「組合」という。)は、南丹市と船井郡京丹波町で構成する一部事務組合として、一般廃棄物の処理業務等を行っている。

近年、経済的な豊かさを背景とした生活様式や経済構造の変化に伴い、一般廃棄物の排出量は年々増加し、その質も複雑多様化している。

また、土地利用の高度化、住民の環境への意識の高まり等を背景に、最終処分場をはじめとした廃棄物処理施設の整備が極めて困難になっているなど、ごみ処理の問題はあらゆる地域において深刻な社会問題となっている。

一方、地球規模での環境保全の重要性が世界的に認識される中で、資源が乏しく、かつその大部分を海外からの輸入に依存している我が国の現状を勘案すれば、今後とも快適な生活環境及び健全な経済発展を長期的に維持していくためには、限りある資源の有効利用を一層推進することが重要な課題である。

そのためには、住民、事業者及び行政がそれぞれの立場と役割を理解し、“ごみゼロ社会”を確立することが理想であり、特に最終処分場を持たない本組合にとっては直面した深刻な課題である。

本計画は、それら課題の対策の一つとして、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下、「容器包装リサイクル法」という。)第8条に基づき、家庭ごみの容積比で約60%、重量比で約20~30%という大きな割合を占める、再生資源としての利用が可能な容器包装廃棄物の回収を推進することにより、一般廃棄物を減量し、リサイクル化の促進を図るための具体的な方策を示したものである。

本計画を円滑に履行し、快適な環境と調和のとれた地域づくりを目指す。

#### 基本理念

“南丹市及び京丹波町において、持続可能な循環型社会を形成し、人と環境が共生した街づくりを目指す”

## 2. 基本的方向

本計画を実施するにあたって、基本的方向は次のとおりとする。

- ①ごみの排出抑制と資源のリサイクルを主とした地域社会づくりを目指す。
- ②住民、事業者及び行政等すべての関係者が一体となり地域の環境を保全する。
- ③循環型社会の実現が可能な廃棄物処理施設の整備または活用等の推進を図る。
- ④品目の特性に応じた資源回収の仕組みを再構築する。

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を開始とする5ヵ年とし、3年ごとに改定を行う。

## 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミ缶、無色ガラス製容器、茶色ガラス製容器、その他ガラス製容器、飲料用紙パック、ダンボール、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装(白色トレイを含む)を対象としており、これらは既に分別収集を行っている。

これ以外の品目についても、今後、資源ごみとして収集し、資源化していくことを検討する。

## 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

容器包装廃棄物対象品目別排出量の見込み

単位:ト/年

容器包装廃棄物 \ 年度	R5	R6	R7	R8	R9
スチール缶	70	69	69	67	66
アルミ缶	90	89	87	87	85
無色ガラス製容器	61	59	59	58	57
茶色ガラス製容器	120	118	117	115	113
その他ガラス製容器	120	118	117	115	113
飲料用紙パック	30	30	29	29	28
ダンボール	491	484	477	471	464
ペットボトル	181	177	175	173	171
その他プラスチック製容器包装	711	701	691	682	673
その他の紙製容器包装	—	—	—	—	—
白色トレイ	—	—	—	—	—
計	1,874	1,845	1,821	1,797	1,770

## 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。

- ①ごみ減量化の推進及びリサイクル活動の促進のため、広報やセミナー等により住民及び事業者へ周知を行う。(例:定期的な広報活動、ホームページの活用等)
- ②排出抑制等の情報を共有するため、住民、事業者及び行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。(例:衛生委員会の設置等)
- ③レジ袋等の有料化、包装の簡素化、マイバッグ持参の徹底など、地域協定を活用するなどし、小売店等での容器包装利用の合理化を図る。(例:優良店表彰、マイバッグの製作等)
- ④管内小学校による本組合や委託先民間処理場などの施設見学の機会を活用し、ごみの排出抑制、再生利用の意義、ごみの出し方及びごみ処理経費についての現状に関する事など、環境教育に積極的に取り組む。(例:副読本の作成、リサイクル教室の開設等)
- ⑤再生資源を原材料とした製品の積極的な利用を行う。(例:再生紙、リサイクル製品の購入等)

## 7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

廃棄物処理施設の整備状況などを基に総合的に勘案し、分別収集を行う容器包装廃棄物の種類や区分、排出の基準を下表のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	排出の基準
スチール缶	金属類	アルミを除く金属類を袋等に入れ、記名をして出す。
アルミ缶	アルミ類	アルミ製のものを袋等に入れ、記名をして出す。
無色ガラス製容器	びん、ガラス類(白)	びんの栓、キャップ等は取り除き、水洗いをし、置かれているカゴに色分けをして出す。
茶色ガラス製容器	びん、ガラス類(茶)	
その他ガラス製容器	びん、ガラス類(青、黒、緑)	
飲料用紙パック	紙パック	切り開いて不要物を取り除き、水洗いをし、乾かしてから出す。
ダンボール	ダンボール	散らばらないように、ひも等でまとめて出す。
ペットボトル	ペットボトル	キャップやラベル等不要物を取り除き、水洗いをし、乾かしてから出す。

分別収集をする容器包装 廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	排出の基準
その他プラスチック製容器包装	ビニール類	容器等は水洗いをし、乾かしてビニール類指定収集袋(有料)に入れて出す。
白色トレイ		
その他の紙製容器包装	雑がみ もしくは 可燃ごみ	雑がみに該当するものは「雑がみ」として出し、その他のものは可燃ごみ指定収集袋(有料)に入れて出す。

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

単位:ト/年

容器包装廃棄物\年度		R3	R5	R6	R7	R8	R9
スチール缶		40	39	38	38	38	37
アルミ缶		20	20	20	20	20	19
無色ガラス 製容器	引渡量	0	0	0	0	0	0
	独自処理量	105	103	101	100	99	98
	合計	105	103	101	100	99	98
茶色ガラス 製容器	引渡量	0	0	0	0	0	0
	独自処理量	68	68	66	65	64	63
	合計	68	68	66	65	64	63
その他ガラ ス製容器	引渡量	37	37	35	35	35	34
	独自処理量	0	0	0	0	0	0
	合計	37	37	35	35	35	34
飲料用紙パック		6	6	6	6	6	6
ダンボール		53	52	51	51	50	49
ペットボトル	引渡量	0	0	0	0	0	0
	独自処理量	56	55	55	53	53	52
	合計	56	55	55	53	53	52
その他プラ スチック製 容器包装	引渡量	453	446	439	434	427	421
	独自処理量	0	0	0	0	0	0
	合計	453	446	439	434	427	421
その他の紙製容器包装		—	—	—	—	—	—
白色トレイ		—	—	—	—	—	—

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み。

$$= \text{直近年度(令和3年度)の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

将来人口(予測)

(単位:人)

年 度	R3	R5	R6	R7	R8	R9
南丹市(人口)	30,597	30,078	29,726	29,373	29,033	28,693
(対R3年度比率)	—	98.3%	97.2%	96.0%	94.9%	93.8%
京丹波町(人口)	13,205	13,022	12,763	12,504	12,274	12,045
(対R3年度比率)	—	98.6%	96.7%	94.7%	92.9%	91.2%
合 計(人口)	43,802	43,100	42,489	41,877	41,307	40,738
(対R3年度比率)	—	98.4%	97.0%	95.6%	94.3%	93.0%

※ 実績及び一般廃棄物処理基本計画(平成31年3月策定)より

10. 分別収集を実施するものに関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集については、現行の収集体制を継続して行う。

また、自治会や市民団体による集団回収については、引き続きこれらの団体が行う見込みである。

なお、「7.」で示した容器包装廃棄物の分別区分について、現行の収集及び回収方法は下記のとおりである。

分別収集をする容器包装 廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
スチール缶	金属類	組合直営又は許可業者による指定日回収及び排出者による直接持ち込み	業者委託による選別・圧縮・保管
アルミ缶	アルミ類		
無色ガラス製容器	びん、ガラス類(白)		組合直営による選別・保管
茶色ガラス製容器	びん、ガラス類(茶)		
その他ガラス製容器	びん、ガラス類(青、黒、緑)		

分別収集をする容器包装 廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
飲料用紙パック	紙パック	組合直営又は許可業者による指定日回収及び排出者による直接持ち込み	組合直営による選別・保管
ダンボール	ダンボール		
ペットボトル	ペットボトル		業者委託による選別・圧縮・保管
その他プラスチック製容器包装	ビニール類		業者委託による選別・処理
白色トレイ			
その他の紙製容器包装	雑がみ もしくは可燃ごみ		業者委託による選別・保管・処理

## 11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

スチール缶、アルミ缶及びペットボトルについては、当面、委託業者による選別、圧縮、破砕及び保管を行い、その他プラスチック製容器包装(白色トレイ含む)及びその他の紙製容器包装についても、委託業者により選別、保管及び処理を行う。

ガラス製容器は、色別の排出により組合直営で回収し、選別して組合施設内のストックヤードで色ごとに保管する。また、飲料用紙パック及びダンボールについても、組合直営で選別して組合施設内のストックヤードで保管する。

## 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

今後の分別収集の実施に関する事項は、下記のとおりとする。

- ①現在、既に分別排出による収集を実施している品目については、後退させることなく、分別収集に対して住民及び事業者の分別排出の意識高揚を図ると共に、更なる循環型社会の形成を目指し、新たな分別基準を模索する。
- ②最終処分場をもたない実状の中で、さらにごみの分別、減量化及びリサイクルを推進し焼却残渣の減量と「ごみゼロ」を目指す。
- ③本計画のとおり、取り組みの徹底を図ることにより、令和3年度収集実績より5年間で廃棄物排出量の10%削減を目標とする。
- ④今後の具体的な取り組みとして、管内の事業所等においてレジ袋の配布抑制や通常の包装を省くなどの措置を推進する。
- ⑤毎年度、本計画に係る実績を基に事後評価を行い、3年後の本計画改定時に反映をさす。
- ⑥分別収集及び選別等の中間処理に係る経費削減のため費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。



5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)  
(構成市町内訳1)

(単位:t/年)

容器包装廃棄物 ・ 市町名 \ 年度		R5	R6	R7	R8	R9
スチール缶	南丹市	50	49	49	48	47
	京丹波町	20	20	20	19	19
	計	70	69	69	67	66
アルミ缶	南丹市	64	63	62	62	61
	京丹波町	26	26	25	25	24
	計	90	89	87	87	85
無色ガラス製容器	南丹市	43	42	42	41	41
	京丹波町	18	17	17	17	16
	計	61	59	59	58	57
茶色ガラス製容器	南丹市	85	84	83	82	81
	京丹波町	35	34	34	33	32
	計	120	118	117	115	113
その他ガラス製容器	南丹市	85	84	83	82	81
	京丹波町	35	34	34	33	32
	計	120	118	117	115	113
飲料用紙パック	南丹市	21	21	21	21	20
	京丹波町	9	9	8	8	8
	計	30	30	29	29	28
ダンボール	南丹市	348	344	340	336	332
	京丹波町	143	140	137	135	132
	計	491	484	477	471	464
ペットボトル	南丹市	128	126	125	123	122
	京丹波町	53	51	50	50	49
	計	181	177	175	173	171
その他プラスチック製 容器包装 (白色トレイ含む)	南丹市	504	498	492	487	481
	京丹波町	207	203	199	195	192
	計	711	701	691	682	673
合計	南丹市	1,328	1,311	1,297	1,282	1,266
	京丹波町	546	534	524	515	504
	計	1,874	1,845	1,821	1,797	1,770

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)(構成市町内訳2)

(単位:t/年)

容器包装廃棄物 ・ 市町名 \ 年度		R5	R6	R7	R8	R9
スチール缶	南丹市	28	27	27	27	26
	京丹波町	11	11	11	11	11
	計	39	38	38	38	37
アルミ缶	南丹市	14	14	14	14	14
	京丹波町	6	6	6	6	5
	計	20	20	20	20	19
無色ガラス製容器	南丹市	73	72	71	71	70
	京丹波町	30	29	29	28	28
	計	103	101	100	99	98
茶色ガラス製容器	南丹市	48	47	46	46	45
	京丹波町	20	19	19	18	18
	計	68	66	65	64	63
その他ガラス製容器	南丹市	26	25	25	25	24
	京丹波町	11	10	10	10	10
	計	37	35	35	35	34
飲料用紙パック	南丹市	4	4	4	4	4
	京丹波町	2	2	2	2	2
	計	6	6	6	6	6
ダンボール	南丹市	37	36	36	36	35
	京丹波町	15	15	15	14	14
	計	52	51	51	50	49
ペットボトル	南丹市	39	39	38	38	37
	京丹波町	16	16	15	15	15
	計	55	55	53	53	52
その他プラスチック製 容器包装 (白色トレイ含む)	南丹市	316	312	309	305	301
	京丹波町	130	127	125	122	120
	計	446	439	434	427	421
合計	南丹市	585	576	570	566	556
	京丹波町	241	235	232	226	223
	計	826	811	802	792	779

## 資料1 収集ごみの算出方法

収集ごみの算出は、以下に示す手順で行う。

### ①令和5～9年度の将来人口の設定

将来人口

(単位:人)

年 度	R3	R5	R6	R7	R8	R9
南丹市	30,597	30,078	29,726	29,373	29,033	28,693
京丹波町	13,205	13,022	12,763	12,504	12,274	12,045
合 計	43,802	43,100	42,489	41,877	41,307	40,738

※実績及び一般廃棄物処理基本計画(平成31年3月策定)より

### ②令和5～9年度の収集ごみ(年間総回収量)の設定

収集ごみ(年間総回収量)

(単位:ト/年)

年 度	R3	R5	R6	R7	R8	R9
南丹市	7,222	7,099	7,016	6,933	6,853	6,773
京丹波町	2,960	2,919	2,861	2,803	2,751	2,700
合 計	10,182	10,018	9,877	9,736	9,604	9,473

※実績より

## 資料2 容器包装廃棄物の組成割合

「市町村分別収集計画策定の手引き(十訂版)」のP33、《表2-3-1 ごみ排出量(D2)に占める容器包装廃棄物比率》の〈I市・5.9万人程度・令和1年度〉を本計画の組成割合として採用する。

### 容器包装廃棄物の組成割合

[構成割合(湿重量割合):%]

容器包装廃棄物 \ 項目	採用値
スチール缶	0.7
アルミ缶	0.9
無色ガラス製容器	0.6
茶色ガラス製容器	1.2
その他ガラス製容器	0.1
飲料用紙パック	0.3
ダンボール	4.9
ペットボトル	1.8
その他プラスチック製容器包装	7.1
その他の紙製容器包装	—
白色トレイ	—
合計	17.6

### 資料3 各年度における容器包装廃棄物対象品目別排出量の算出方法

令和3年度における本圏域の収集ごみの量及び容器包装廃棄物対象品目別排出量を示す。次に収集ごみに対する各容器包装廃棄物の比率を示す。

この結果を用いて、回収率を設定するが、回収率は次式により算出する。

$$\text{回収率} = (\text{収集ごみに対する比率}) \div (\text{容器包装廃棄物の組成割合})$$

容器包装廃棄物 \ 項目	回収率の設定		
	令和3年度の実績値(ト)	収集ごみに対する比率(%)	回収率(%)
ごみ排出量	10,182	—	—
スチール缶 <sup>注1</sup>	40	0.39	55.7
アルミ缶	20	0.20	22.2
無色ガラス製容器	105	1.03	171.7
茶色ガラス製容器	68	0.67	55.8
その他ガラス製容器	37	0.36	360.0
飲料用紙パック	6	0.06	20.0
ダンボール	53	0.52	10.6
ペットボトル	56	0.55	30.6
その他プラスチック製容器包装	453	4.45	62.7
その他の紙製容器包装	—	—	—
白色トレイ	—	—	—

注1・・・収集実績量に対して容器包装廃棄物分の割合(推定)は、「金属類」は10%とする。

資料4 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の実績

(単位:t/年)

容器包装廃棄物 ・ 市町名 \ 年度		H29	H30	R1	R2	R3
スチール缶	南丹市	35	37	24	30	27
	京丹波町	16	17	11	14	13
	計	51	54	35	44	40
アルミ缶	南丹市	8	8	13	14	13
	京丹波町	4	4	6	7	7
	計	12	12	19	21	20
無色ガラス製容器	南丹市	80	75	76	75	70
	京丹波町	40	38	39	37	35
	計	120	113	115	112	105
茶色ガラス製容器	南丹市	52	48	49	48	45
	京丹波町	26	25	26	25	23
	計	78	73	75	73	68
その他ガラス製容器	南丹市	67	59	50	29	25
	京丹波町	34	30	26	16	12
	計	101	89	76	45	37
飲料用紙パック	南丹市	9	3	4	4	4
	京丹波町	1	2	2	3	2
	計	10	5	6	7	6
ダンボール	南丹市	31	29	27	45	30
	京丹波町	23	22	23	27	23
	計	54	51	50	72	53
ペットボトル	南丹市	29	32	33	34	34
	京丹波町	22	23	23	23	22
	計	51	55	56	57	56
その他プラスチック製 容器包装 (白色トレイ含む)	南丹市	313	314	402	323	317
	京丹波町	146	146	195	149	136
	計	459	460	597	472	453
合計	南丹市	624	605	678	602	565
	京丹波町	312	307	351	301	273
	計	936	912	1,029	903	838